

沼津市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、平成29年度公の施設の指定管理者監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年1月25日

沼津市監査委員 山本倫弘
同 大川正博
同 長田吉信

沼 監 第 6 5 号
平成 30 年 1 月 25 日

沼津市長 大 沼 明 穂 様

沼津市監査委員 山 本 倫 弘
同 大 川 正 博
同 長 田 吉 信

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監 査 の 種 別

公の施設の指定管理者監査

2 監 査 の 対 象

施 設 名 くるら戸田
所管課名 産業振興部観光戦略課
指定管理者名 呉竹荘&サン共同事業体

3 監 査 の 範 囲

公の施設の指定管理者の当該指定管理業務に係る平成 28 年度の収入支出その他の事務の執行状況。なお、下記監査の期間中に、平成 29 年度において駅長による不適切な会計処理があった旨、市が指定管理者から報告を受けたことから、平成 29 年度の収入事務の執行状況を追加した。

4 監 査 の 期 間

平成 29 年 10 月 2 日から平成 30 年 1 月 24 日まで

5 監 査 の 方 法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、それぞれの関係者から説明を受けた。

また、上記不適切な会計処理の事案については、事案確認の経過等について、所管課

から資料の提出及び説明を受けた。

6 監査の結果

指定管理者については、公の施設を適正に管理されているものと認められた。しかしながら、収入支出及びその他の事務においては、上記事案を含め、改善が必要な事案が確認された。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

呉竹荘&サン共同事業体

1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査（くるら戸田の指定管理者）

2 施設の概要

くるら戸田は、戸田地域に存する歴史や文化、豊かな自然や温泉など、多くの地域資源の情報を発信し、観光の振興を図るとともに、来訪者に憩いの場を提供し、人と人との交流を促進することで地域の活性化を図ることを目的に、戸田地域活性化センターとして平成27年4月1日に開所した。

平成28年度における施設全体の延べ利用者数は203,598人である。

くるら戸田の運営（沼津市戸田地区センター及び沼津市役所戸田市民窓口事務所に係る部分を除く。）及び維持管理は、開所年度の平成27年度からの3年間、代表構成員を株式会社呉竹荘、その他の構成員を株式会社K T S オペレーション及び株式会社サンとする呉竹荘&サン共同事業体が指定管理者の指定を受けて行っている（指定期間：平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。なお、平成30年1月4日付けで代表構成員を株式会社K T S オペレーションに変更。）。

3 指定管理に係る収入支出の執行状況（平成28年度）

収入支出の執行状況等は以下のとおりである。

収入合計	支出合計	収支差引額	納付金額
120,018,936円	109,278,830円	10,740,106円	2,685,027円

収入の主なものは、物販施設及び飲食施設に係る指定事業収入54,552千円、指定管理料32,628千円、温泉施設への入場者等に係る利用料金収入31,471千円である。

支出の主なものは、人件費44,086千円、物販仕入費28,647千円、保守管理費10,453千円である。

なお、各年度における収支に剰余金が生じた場合、その25%（市指定の20%に指定管理者提案の5%を上乗せ）を市に納付することが基本協定書において定められており、平成28年度の納付金の額は2,685千円である。

4 業務の実施状況

指定管理業務の内容は、沼津市戸田地域活性化センター条例、基本協定書等に基づく施設運営に関する業務及び維持管理に関する業務である。

施設運営に関する業務では、施設案内、温泉施設等の利用料金徴収、広報宣伝・市民協働等による利用促進のほか、市の指定事業として、物産の展示販売及び飲食の提供、戸田地域の歴史・文化及び観光情報の発信、交通情報の提供等を実施している。

また、維持管理に関する業務では、清掃、警備、保守点検、備品の管理等を実施している。

これらの指定管理業務において、施設は適正に管理されているものと認められたが、収入支出及びその他の事務に係る指摘事項及び留意事項を以下に述べる。

(1) 指摘事項

① 正確な収支計上等について

平成28年度収支決算書について、飲食原材料費の前年度期末在庫棚卸高に係る当年度の費用計上漏れ、対象期間誤りによる減価償却費の過大計上等、収支の過少・過大計上があることを確認し、結果的に市への納付金が96,721円過大であるとの報告を受けた。

また、小口現金において、取引の発生時点が総勘定元帳の日付に正確に反映されていないことが確認された。

前述3の各種金額は、当監査に基づく訂正後の金額であるが、指定管理業務に係る収入支出を発生主義に基づき正確に把握した上で収支決算書を作成するとともに、確認された過大な納付金については適切な精算を行われたい。

② 現金管理の適正化と不適切な会計処理の再発防止について

平成28年度の収入事務において、利用料金等の現金が、人員不足を理由に、迅速に金融機関に入金されず、施設内金庫にて長期保管していたことが確認された。

さらに、平成29年12月18日付けで市が指定管理者から報告を受けた、駅長による不適切な会計処理の事案により、平成29年度の利用料金等について、指定管理者が市に提出した月次報告書に誤った金額が記載されていた。

平成28年度の利用料金等については、同様の金額の差異は確認されなかったが、不適切な人員配置という点で、両事案に共通の原因が確認できる。

平成29年12月19日付けで市長名にて指定管理者に発出した指示書でも、新駅長の任命、駅長を補佐する助役の配置、経理担当の複数配置等を指示しているが、再発防止の観点から、所管課による指導監督の強化を含め、必要な対応を行われたい。

(2) 留意事項

① 共同事業体による指定管理について

指定管理者募集の際、グループ応募として共同事業体協定書兼委任状の提出を受けているが、共同事業体とは、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約する「組合契約」に基づく組織体を指すものであり、協定書等において各構成団体の業務分担、出資割合を定め、利益の配当も出資割合に応じたものと定めるのが一般的である。

しかしながら、呉竹荘&サン共同事業体においては、協定書兼委任状その他の書面においてこれらの事項を定めておらず、実際の運営においても代表構成員でない構成員名義の口座から別の構成員に業務の対価を固定費的に「支払手数料」として支出する等、共同事業体として一般的とされる方法と一致しているとは言い難い状況が確認された。

業務遂行の確実性確保、構成団体間の紛争防止の観点から、グループ応募を認める場合の組織体の要件の明確化を図るとともに、適切な契約書面が作成されるよう必要な措置をされたい。

② 業務仕様書等の規定の適正化について

自主事業に係る収入支出や備品の調達費及び減価償却費については、指定管理に係る全体事業費に含めるとする運用がされているが、業務仕様書、基本協定書において、こうした運用との整合性に疑義が生じる規定が確認された。

納付金の算定に係る積算根拠の明確化を図るため、これらの規定の適正化を図ら

りたい。

<付 記>

くるら戸田は、開館初年度である平成27年度に206,731人、次年度である平成28年度にも203,598人と、いずれも20万人を超える延べ利用者数を確保した。

道の駅の登録も受けた同施設では、道路利用者に対する休憩場所や道路情報の提供はもとより、温泉施設「壺の湯」の運営、戸田地域の歴史文化・観光資源等の情報発信、地域の特産品を用いた商品の販売や飲食の提供、新たな製品開発の促進等、各種サービスが設置目的どおり提供され、戸田地域のにぎわいの創出に大きく寄与している。

また、地域住民・団体との連携による各種イベントの積極的な展開、地域からの優先雇用等、地域と密着した運営は大いに評価できるものである。

そうした中、駅長による不適切な会計処理の事案が確認されたことは誠に遺憾であり、必要な再発防止策を図ることを求めるものである。

今後とも同施設の利用促進が図られ、戸田地域活性化の拠点としての機能が十分発揮されることを希望する。